

佐賀県告示第20号

佐賀県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年佐賀県告示第392号）の一部を次のように改正する。

平成31年1月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第1条 県の機関が行う調達であって、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年佐賀県告示第391号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、佐賀県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（委員会の構成等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 県の機関及び地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館が行う調達であって、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）、<u>経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）</u>その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年佐賀県告示第391号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、佐賀県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（委員会の構成等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</u></p> <p><u>(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p><u>(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</u></p> <p><u>(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。</u></p>

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。